

いは絶対に考へられないのだ。局長が斯く云ふ以上更に本年度赤字に對して具體的に其の對策なり財源なりが示されない上は、局長の言葉其のまゝを信ずることは出来ないのである。

本部は第二の更生案に對しては組合の玉砕を培しても粉砕する決意を固め、更生案に對する調査研究をする特別小委員会を設置し、極力調査に努め萬遺漏なきを期したのである。調査委員は電氣局はもとより凡ゆる方面に涉り調査の歩を進めつゝあるのだ。

(一) 闘争の準備工作

調査委員の調査と相俟つて本部は闘争に對する準備工作を進めたのである。即ち新聞、ニュース、ビラ等の印刷物を通じての宣傳煽動と、又凡ゆる機會を通じての宣傳であり煽動である。此の宣傳煽動と更生案の必然的強行の一步々の具體化は全職場大衆の非常なる關心を今や高めつゝある。

又宣傳煽動と同時に具體的準備として、更生案粉砕のための闘争を強力たらしめる組合職線の統一、裏切者の策動に對する徹底的排撃闘争を行ひつゝあるのだ。即ち臨時大會不参加支部との統一協議會による組合統一への努力、裏切者宮井馬場等を中心とする電氣局との通謀による日本交通俱樂部の排撃闘争を決定し闘争力強化のために戦ひつゝあるのだ。

(ホ) 更生案の見通しと決意

第二の更生案は電氣局が極秘の裡に計劃しつゝあるのだ、其の全貌は未だハッキリ知ることが出来ないのであるが、又

は職を増しても更生案を強行する決意を示したのだ。此の市會の強硬なる態度は先に電氣局が市財務局に提案した昭和九年度七百五十萬圓赤字公債による豫算の如きは、市の査定を経ざる前に早くも木葉微塵に粉砕され、第二の更生案による彈壓は、必然不可避の情勢に立到つたのである。

斯くて我々は此の大彈壓を前にして更に決死的決意を固め其の粉砕のために最後まで戦はねばならぬ。更に本定期大會に於て全職場代表の大衆的討議により粉砕闘争に對する方針を決定し、斷乎として闘争に邁進しなければならぬ。決死的な全従業員大衆の闘争こそ生活を守る唯一の道である。

四、中間ボギー車應援車掌 廢止反對闘争

(A) 中間ボギー車運轉の意圖

電氣局は七月一日より錦糸堀營業所々屬の龜戸天神橋―九段下間に、應援車掌を廢止して中間ボギー車の運轉を開始した。此の中間ボギー車は定員は六十八名であるが車體の構造、幅員が普通ボギー車より遙に廣きため、長さは短かく共乗客收容に於ては普通ボギー車より結め込むことが出来るのである。従つて斯かる電車を應援車掌を廢止して運轉することは労働の非常なる強化は云ふ迄もないが、一面操車の圓滿を缺き又スピードアップの主旨にも反することになるのである。斯くては市民交通機關としての職能を満足に果すことは

理事者が今日否定するとも其の實施は疑ひの餘地がないのである。

電氣局財政の逼迫は愈々甚だしく今や従業員給料も一時借入金によらざれば支拂不能に迄陥り、電氣局は止むなく市長に具申して一時借入金により此の危急を脱せんとした。市長は市参事會にこれをかり其の通過を切望したのであつたが、市参事會は一時借入金による彌縫策に對して、猛然と反對し、市電の危機を脱するには根本的更生案を必要とすることを力説し、電氣局理事者が従業員のストライキを恐れて今日のまゝ放任するならば、借入金は絶対に通過せしめずと頑張り、更に小委員を擧げて審議することになり、兎に角にも一時借入金は市参事會を通過することになつたのである。然し乍ら此の一時借入金は決して無條件で通過したのではない。それこそ全従業員の徹底的彈壓と取押による即ち高給者の整理と貸銀の徹底的引下げによつてなる更生案の實施が、その代償として要求され、理事者がそれに對して承諾を與へたことは否むことの出来ない事實だ。斯くて電氣局は必然に職首、貸下げによる従業員を犠牲としての更生案を作製し、強行することも又既定の事實となつたのである。

去る二十日の市會に於ては電氣局の赤字問題に對して市理事者に痛烈なる質問が續出し、局長の答辯に對して満足せず従業員整理貸下げを基礎とした徹底的な更生案の提出を迫り、主管澤本助役をして一ヶ月以内に期待に副ふ如き更生案を提出することを言明せしめたのである。しかしして澤本助役

出来ないのだ。

のみならず此の中間ボギー車應援車掌廢止による運轉こそは、電氣局が其の行詰りを打開するために計畫しつゝある、全ボギー車より應援車掌を廢止するための試みであり、其の前提以外の何物でもないのだ。普通ボギー車より收容力のある中間ボギー車が應援車掌を廢止しても運轉の出来ることは普通ボギー車に應援車掌をつける必要のないことを實證するものである。此のことが電氣局の中間ボギー車運轉の全部の目的である。

斯くて現在の高給者を徹底的に整理し、労働を強化することによつて財政破綻の危機を切り抜けようとしてゐるのだ従つて此の問題は一錦糸堀従業員の問題でなく、實に全市電従業員の大なる問題である。

(B) 闘争の方針

以上の如き認識と見通しの下に本部は此の闘争を戦つたのである。従つて此の闘争は錦糸堀のみの闘争とせず、全支部の闘争とし全職場の市電全従業員大衆の問題として闘争すべく、大衆的奮起による全市電の闘争に發展せしめんとしたのである。

其のためには先づ宣傳煽動に主力を注ぎ、ビラ、ニュース通達、機關紙等によつて極力全職場大衆に浸透せしめ奮起を促したのである。しかしして更に全東交の闘争として戦ふため七月七日神田、佛教會館に於て中央委員會を開催し、左の如く闘争方針を決定したのである。